第４期

中央区区民会議からの
提案等に関する対応状況

調査結果

平成23年５月現在

平成23年8月　中央区区民会議事務局

（中央区コミュニティ課）

第4期中央区区民会議からの提案事項への対応状況　目次

第4期中央区区民会議からの提案事項と平成23年5月現在の対応状況　一覧 … 1

提案項目とその内容

1　環境にやさしいまちづくり

1 緑のリサイクルの推進

1 施設の拡充と緑のリサイクルシステムの構築　廃棄物対策課（環境局）・みどり推進課（都市局）… 2・3

2 チップの有効な利用方法の開発・検討　都市公園課（都市局）… 4

3 熟成堆肥の有効利用　都市公園課（都市局）… 4

2 雨水の利用の促進

1 雨水利用の啓発　環境対策課（環境局）… 5

2 一般家庭での雨水利用の推進　環境対策課（環境局）… 5

2　人にやさしいまちづくり

1 心のキャッチボールのために

1 地域福祉活動の促進　コミュニティ課(中央区)… 6

2 情報の整理とキャッチ　広聴課・広報課(市長公室)… 7・8

2 バリアフリーなまちづくり

1 誰もが住みよいまちづくり　福祉総務課(保健福祉局)… 9

3　交流のあるまちづくり

1 まちづくりネットワークの構築（交流のための基盤づくり）

1 まちづくりネットワークの構築　コミュニティ推進課（市民・スポーツ文化局）… 10

2 支援ファンドの有効活用　コミュニティ推進課市民活動支援室（市民・スポーツ文化局）… 11

2 地域資源を活かしたにぎわいづくり

1 地域の歴史を活かす　文化財保護課(教育委員会)… 12

2 地域の“新しい”を活かす　コミュニティ課(中央区)・計画管理課(都市局)… 13・14

3 地域の特色を活かす　コミュニティ課(中央区)・商工振興課(経済局)… 13・15

3 自然環境を活かした憩いの場づくり

(1)身近な公園を憩いの場にする

1 身近な小公園に健康遊具の設置　介護保険課（保健福祉局）… 16

2 健康遊具の利用促進　介護保険課（保健福祉局）… 16

(2)水辺空間の活用

1 親水性のある高沼用水路への整備推進　河川課（建設局）… 17

2 憩いの場づくり　河川課（建設局）… 17

3 お散歩マップの作成　河川課（建設局）・コミュニティ課(中央区)… 17・18

提案等に関する対応状況の見方

1　対応状況については、「現況区分」として以下の４区分にしています。

区分

①　平成23年度の事業として執行予定・執行済（執行中）のもの

②　平成24年度予算要求予定のもの

③　さいたま希望のまちプラン（総合振興計画）実施計画で検討するもの

④　その他上記以外のもの（長期的な取組み）

（④のおもな内容）

・将来に向けた検討課題とするもの

・今後、関係部局・関係機関等と協議や調整等するもの

・提案とは異なるが、既存の事業計画や制度等の
　目指す方向や運営方法等に共通部分があるもの

など

2　対応状況の内容説明

現況区分①、②、③のものについては、その内容を説明しています。

現況区分④のものについては、今後の見通し等を説明しています。

第4期中央区区民会議からの提案事項 一覧

提案№		提案事項	対応依頼先			現況区分
			局	部	課	
1		環境にやさしいまちづくり				
	1	緑のリサイクルの推進	環境局	資源循環推進部	廃棄物対策課	①
			都市局	都市計画部	みどり推進課	①
			都市局	都市計画部	都市公園課	①
	2	雨水の利用の促進	環境局	環境共生部	環境対策課	①②③
2		人にやさしいまちづくり				
	1	心のキャッチボールのために	中央区	区民生活部	コミュニティ課	①
			市長公室		広聴課	①④
			市長公室		広報課	①④
	2	バリアフリーなまちづくり	保健福祉局	福祉部	福祉総務課	④
3		交流のあるまちづくり				
	1	まちづくりネットワークの構築（交流のための基盤づくり）	市民・スポーツ文化局	市民生活部	コミュニティ推進課	①④
			市民・スポーツ文化局	市民生活部	コミュニティ推進課 市民活動支援室	①④
	2	地域資源を活かしたにぎわいづくり	教育委員会事務局	生涯学習部	文化財保護課	①④
			中央区	区民生活部	コミュニティ課	①④
			都市局	都心整備部	計画管理課	①
			経済局	経済部	商工振興課	①
	3	自然環境を活かした憩いの場づくり	保健福祉局	福祉部	介護保険課	④
			建設局	土木部	河川課	③④
			中央区	区民生活部	コミュニティ課	①④

現況区分　①平成23年度の事業として執行予定・執行済（執行中）のもの
②平成24年度予算要求予定のもの
③さいたま希望のまちプラン（総合振興計画）実施計画で検討するもの
④その他上記以外のもの　…長期的な取組み・今後関係部局等と協議調整する・提案とは異なるが既存事業、制度等に共通部分がある　等

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
1-1	緑のリサイクルの推進	1　施設の拡充とリサイクルシステムの構築 2　チップの有効な利用方法の開発･検討 3　熟成堆肥の有効活用	①

回　　答　（対応内容の説明）

環境局では、造園事業者等から排出される剪定枝や刈草（一般廃棄物）について、市処理施設の処理負担軽減、適正処理の確保及びリサイクル等促進のため、一般廃棄物処理業者に処分業の許可を与えています。次の許可業者の施設では、有料での受け入れ、リサイクル処理を行っております。

〇㈲みどりサービス　緑区大字南部領辻３８７１番地１　電話：８７８－０１１３
〇㈲ 太盛　浦和区大原５丁目１２番１号　電話：６８５－８１６１

なお、本市の清掃センターでは、施設の受入基準に基づき、剪定枝等を有料で受け入れ焼却処理しておりますが、パンフレット「事業ごみの処理ガイド」や市ホームページを活用し、リサイクル促進の観点から上記の許可業者の施設への搬入を推進しています。

担当課等	環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
1-1	緑のリサイクルの推進	1　施設の拡充とリサイクルシステムの構築 2　チップの有効な利用方法の開発･検討 3　熟成堆肥の有効活用	①
回　　答　（対応内容の説明）			
1　施設の拡充とリサイクルシステムの構築　についてですが、現在、（公財）さいたま市公園緑地協会において、公園の維持管理等に伴う剪定枝や落ち葉などをチップ化･たい肥化させ、リサイクルしております。 提案のありました「市民や事業者も参加できる緑のリサイクルシステムの構築」につきましては、今後、関係部局等と連携し検討してまいります。			
担当課等	都市局　都市計画部　みどり推進課		

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
1-1	緑のリサイクルの推進	1　施設の拡充とリサイクルシステムの構築 2　チップの有効な利用方法の開発･検討 3　熟成堆肥の有効活用	①
回　　答　（対応内容の説明）			
2　チップの有効な利用方法の開発･検討、3　熟成堆肥の有効活用　についてですが、見沼自然公園のリサイクルプラントは、市内の公園内の枝を堆肥として再利用するための施設で（公財）さいたま市公園緑地協会が設置管理及び運営をしているものです。市としましては、今までどおりの運用がなされるものと理解していますが、ご提案の件については、今後、（公財）さいたま市公園緑地協会と相談をさせていただきます。			
担当課等	都市局　都市計画部　都市公園課		

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
1-2	雨水の利用の促進	1　雨水利用の啓発 2　一般家庭での雨水利用の推進	①②③

回　　答　（対応内容の説明）

1　雨水利用の啓発　について
雨水を有効に利用するため、引き続きパンフレット配布等の方法により啓発をしてまいります。イベント等を用いた啓発については、今後、検討してまいります。

2　一般家庭での雨水利用の推進　について
一般家庭での雨水利用について、雨水貯留タンク･雨水浸透枡設置の推進の検討をするとともに、引き続き雨水利用について啓発を行います。

担当課等	環境局　環境共生部　環境対策課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
2-1	心のキャッチボールのために	1　地域福祉活動の促進 2　情報の整理とキャッチ	①

回　　答　（対応内容の説明）

1　地域福祉活動の促進

(1) 市民参加の促進について

区内には、中央区を中心に活動する市民活動団体７９団体で構成される中央区コミュニティ協議会があります。協議会では、協議会主催や、加入している団体が実施する事業を、市報さいたま中央区版、コミュニティ協議会広報紙「はぁもにぃ」、ホームページを通じて紹介し、市民の参加促進を図っております。

(2) 地域活動の活性化について

中央区コミュニティ協議会では、第2期区民会議から提案があった、加入団体に対する支援として、団体が実施する事業に対する支援金交付、協議会が借用している機器のコピーや印刷機の貸し出しを実施し、団体の活動活性化を図っております。なお、支援要請の事業が多数となった場合は、参加の機会の少ない男性や転入された方を対象とした事業を優先して支援するよう規定し、団体活動の担い手育成を図っております。

担当課等	中央区　区民生活部　コミュニティ課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
2-1	心のキャッチボールのために	1　地域福祉活動の促進 2　情報の整理とキャッチ	①④

回　　答　（対応内容の説明）

中央区区民会議におかれましては、さいたまコールセンターの認知度について独自に調査を行うなど、コールセンターの運営改善に向けた御提案をまとめていただき、誠にありがとうございます。

コールセンターは、「市役所のどこに問い合わせをすればよいかわからない」、「休日、夜間など市役所の業務時間外に問い合わせをしたい」、「担当課がわからずたらいまわしされた」などの市民の声に応えるため、「市民サービスの向上」、「相談や問い合わせ業務の効率化」、「相談や問い合わせ対応のノウハウの共有」、「市民の声の行政運営への反映」を目的として、平成19年7月に開設いたしました。

コールセンターの周知につきましては、ホームページへの掲載、チラシ・ポスターの配置はもちろんのこと、市報に毎号掲載するほか、自治会回覧板や区役所での配布用封筒に記載するなど、様々な形で市民の皆様の目に触れるように取り組んでおります。

しかしながら、平成22年度の利用件数は年間67,024件（1日平均約184件）であり、御指摘のとおり、更なる周知と利用促進が課題であると考えております。

また、コールセンター開設とあわせてホームページに「よくある質問」を整備し、市民の皆様への情報提供に努めております。平成22年度のアクセス数は708,987件（1日平均約1,942件）で、一定の役割を果たしていると考えておりますが、インターネットを利用できない方も多くいらっしゃることから、コールセンターの利用促進と同時に、「よくある質問」をよりわかりやすいものとし、コールセンターでその内容を参照しながら丁寧な案内を行うことで、情報格差の補完を図ってまいります。

本市では、平成22年度から、広報課のある市長公室に広聴課を新設し、広報と広聴が一体となって情報の受発信を効果的に行い、市民と市の良好な関係づくりを目指すため、「さいたま市PRマスタープラン」を策定しました。

このプランにおいて、コールセンターの利用促進、また、市への問い合わせ窓口の一本化の観点から、代表電話とコールセンターの統合を進めることとし、今年度から取り組みを開始したところです。

市民サービス向上のため、引き続きコールセンター運営の改善に取り組んでまいりますので、今後とも御支援・御協力をお願いいたします。

担当課等	市長公室　広聴課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
2-1	心のキャッチボールのために	1　地域福祉活動の促進 2　情報の整理とキャッチ	①④

回　　答　（対応内容の説明）

２　情報の整理とキャッチ　(1) 情報の整理　についてご回答します。

紙ベースの情報発信ツールである市報は、市政に関する情報を市民に周知するための基本となる情報手段であることから、多種多様な情報を掲載しています。その一方で、ご指摘のとおり今後も情報があふれて取捨選択に市民が困ることのないよう、絞り込んだ情報提供が必要となります。ご提案を参考に、今後ともさらに見やすくて読みやすい紙面となるよう工夫してまいります。

インターネット上のホームページについては、市報で市民が得た「知るきっかけ」をもとに、さらに詳しい情報が入手できるよう対応しているところです。本年度はホームページのトップページをリニューアルし、利用者が求める情報にたどりつきやすくする予定です。具体的には、コンテンツのタイトルなど、表現を工夫することで市民に内容が伝わりやすくするとともに情報の検索性を高めるなど、使いやすいホームページとするものです。

担当課等	市長公室　広報課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
2-2	バリアフリーなまちづくり	1　誰もが住みよいまちづくり	④

回　　答　（対応内容の説明）

さいたま市へのご意見をいただきありがとうございます。

さいたま市では、高齢者や障害者などすべての人が住みよいまちづくりを推進するため、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を定めています。

この条例では、建物や、駅、道路、公園などの利用しやすい経路や、出入口、エレベーターやトイレなどの整備基準を規定して、新築や大規模の改修時に合わせて届出をしてもらうことで、バリアフリーを広めています。

ご指摘のとおり、新しい施設につきましては、この条例の整備基準によりスロープ、点字ブロックなどは設置されていますが、既存の施設につきましてはバリアフリー化されていないところがあるのが現状です。

そこで、毎年、公民館や老人施設、図書館や学校など、階段の手すりやスロープの改修、車いすが使えるトイレにするなどの整備を行っているところです。

しかしながら、既存施設の場合はハード面において、目に見える改善が進まない場合も想定されることから、ご提案のとおり、高齢者、障害者等の利用に特性関する知識を学習し、介助方法や手話をマスターするなど、心のバリアを取り除くための意識啓発など、ソフト面での教育の充実を図ることも重要であると考えています。

さいたま市では、平成18年度から「福祉のまちづくりモデル地区事業」の取り組みを行っており、ハードとソフトが一体となった総合的な福祉のまちづくり活動を行っています。この活動は、学校の福祉教育と連携し、障害当事者の方々や地域に暮らす方々に参加をしていただき、地域のまち歩きを通じて子どもだけでなく、地域の大人たちも子どもと一緒にハードとソフトのバリアに気づき、考える時間を共有し、共に学び合うことにより、地域全体としてだれもが住みよいまちに変わっていくことを望んでいます。

今後も、この活動を継続し、だれもが安心･安全に暮らし続けられるまちづくりを推進してまいりますので、区民会議の皆様をはじめ、市民の方々にご理解をいただき、積極的･主体的にご協力いただきたいと考えております。

担当課等	保健福祉局　福祉部　福祉総務課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
3-1	まちづくりネットワークの構築（交流のための基盤づくり）	1　まちづくりネットワークの構築 2　支援ファンドの有効活用 3　地域通貨等の発行	①④

回　　答　（対応内容の説明）
1　まちづくりネットワークの構築　(1) まちづくりネットワークの核となるプラットホームの設置　についてお答えします。 平成２３年度から、コミュニティ会議に変わり、各区に市民活動団体の登録制度「市民活動ネットワーク」を設置したところです。この制度は、区役所が登録団体に対し市民活動に関する情報提供や団体運営の相談などの支援を行うほか、団体の主体性や自立性を妨げない範囲で意見交換会や研修会などをの交流機会を提供することにより、団体間のゆるやかなネットワークを図り、市民活動及び協働を推進することを目的としております。 ご提案のまちづくりネットワークの核となるプラットフォームの設置については、市民活動ネットワークの登録団体数や相談件数、交流機会の実施状況など各区の取組みを踏まえ、今後、研究してまいります。

担当課等	市民･スポーツ文化局　市民生活部　コミュニティ推進課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
3-1	まちづくりネットワークの構築（交流のための基盤づくり）	1　まちづくりネットワークの構築 2　支援ファンドの有効活用 3　地域通貨等の発行	①④

回　　答　（対応内容の説明）
2　支援ファンドの有効活用　についてお答えします。 マッチングファンド制度は、地域の多様な課題に対して、市民の皆さんが自ら解決策を企画し、行政と一緒に協働で取り組むことを支援するもので、「新しい公共」の担い手としての市民活動が活発化し、協働が推進することにより、波及的に地域が豊かになることを目指すものです。 ご指摘のとおり、この制度は十分に周知されているとは言えず、平成２２年度の実施事業数は4事業に留まっています。このことから、今後も、さまざまな媒体への掲載のほか、事業の実施を通じてマッチングファンド制度の更なる周知に努めるとともに、さいたま市市民活動サポートセンターと連携を図りながら、市民に対して利用しやすい環境を整えてまいりたいと思います。

担当課等	市民･スポーツ文化局　コミュニティ推進課市民活動支援室

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
3-2	地域資源を活かしたにぎわいづくり	1　地域の歴史を活かす 2　地域の“新しい”を活かす 3　地域の特色を活かす	①④

回　　答　（対応内容の説明）

1　地域の歴史を活かす　(1) 有形･無形文化財の再確認と継承　につきましては、さいたま市発足以来中央区に係わる文化財3件を指定してまいりました。指定した文化財については、文化財時報「樋りぽーと」で紹介したり、「さいたま市文化財マップ」に掲載するなどして市民の方に役立てていただいております。一方、区内所在の無形民俗文化財「円阿弥の万作踊り」「一山神社冬至祭」については教育委員会が毎年現況調査を実施しており、加えて「円阿弥の万作踊り」に対しては、概ね2年に1回の後継者育成事業を実施しております(平成23年度も実施予定)。また、保存団体も独自で付近の小学校への「学校教材としての活用」の申し入れをしたりするなど、次世代への継承に取り組んでおります。
(3) 与野文化財資料室の活性化　のうちのPR面では、これまで、「さいたま市文化財マップ」や市ホームページへの掲載などを通じて、周知とPRをはかってまいりました。平成22年度には区内の市立小学校8校のうち、5校に来館いただいたのをはじめ、毎年市･区内外より3000名前後の方にお越しいただいております。展示面では、区の歩みや代表的な文化財の紹介と、小学校教育における「昔のくらし」･地域学習の素材充実とに重点をおいた展示構成としております。複合施設の中での展示コーナーという現状では、じっくり資料と向き合える、静かな落ち着いた見学環境と共に、当施設の特徴と申せます。こうしたPR･展示を通して、区民の皆さんが郷土の歴史や宝を身近に感じ学ぶ場、区外から中央区を訪ねた方に区の歴史的特徴をアピールする場として、定着と充実に取り組んでおります。

担当課等	教育委員会　生涯学習部　文化財保護課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
3-2	地域資源を活かしたにぎわいづくり	1　地域の歴史を活かす 2　地域の“新しい”を活かす 3　地域の特色を活かす	①④

回　　答　（対応内容の説明）

2　地域の“新しい”を活かす　(1)「芸術のまち」の発展

〇彩の国さいたま芸術劇場について

県立の施設のため、さいたま市に限定しての事業等は困難かと思いますが、情報提供の場としては、JR与野本町駅構内商業施設に芸術劇場の催し物を紹介するコーナーが新設されています。さいたま市としましては、第1期区民会議から提案のあったとおり市報さいたま中央区版に芸術劇場の催し物を掲載し、区役所ロビーにパンフレットを設置して同施設の周知に努めております。

〇屋外アートの周知について

屋外アートの周知は、市の半日観光ルートのひとつとして、JRさいたま新都心駅からJR与野本町駅周辺に設置された作品がホームページで紹介されており、中央区のガイドマップにも掲載して周知を図っております。なお、屋外アートを題材にしたイベントについては、中央区コミュニティ協議会とともに検討してまいりたいと思います。

3　地域の特色を活かす　(1) 地域住民が気軽に集まれる場づくり

既存の公共施設での憩いの場づくりについては、利用者が多くなった場合、施設の管理上困難な場合があると思います。商店街での人の集まる場づくりについては、商店街活性化対策としての支援制度がありますので、所管課と連携し活用できるよう周知してまいります。

担当課等	中央区　区民生活部　コミュニティ課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ23年5月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
3-2	地域資源を活かしたにぎわいづくり	1　地域の歴史を活かす 2　地域の“新しい”を活かす 3　地域の特色を活かす	①

回　　答　（対応内容の説明）
2　地域の“新しい”を活かす　(2) さいたま新都心を身近に 〇さいたま新都心では、歩行者デッキ上の「けやきひろば」をはじめとした市民の憩いの場を整備しています。また、市･民間事業者による駐輪場が設置されており、電車等の公共交通機関を使用しない方も来街しやすくなっています。 〇定期的に開催されるイベントとしては、ボランティアスタッフにより「歌声ひろば」(4～11月) と「花木散策･語ろう会」(冬季を除く) が開催され、沢山の方が参加しています。また、毎年恒例となった「水かけまつり」や「大道芸フェスティバル」など、無料で自由に参加できるイベントも市報などを通じて市民の方にお知らせしています。 〇さいたま新都心には、来街者が安心･安全･快適に活動できるサポートを行うボランティアが集まり、イベントや街案内など積極的にまちづくりに参加しています。また、地区内地権者で構成しているまちづくり協議会では、清掃活動や景観維持を行っており、さらに植栽については、地域参加型プロジェクト「花･緑プロジェクト」(地区内緑化活動及び花木散策マップの作成) を実施しています。

担当課等	都市局　都心整備部　計画管理課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
3-2	地域資源を活かしたにぎわいづくり	1　地域の歴史を活かす 2　地域の“新しい”を活かす 3　地域の特色を活かす	①

回　　答　（対応内容の説明）
3　地域の特色を活かす 地域内に存在する商店街は地域住民の交流の場としての機能や日常生活を支える「地域コミュニティの担い手」としての機能が求められています。市においては、商店街振興事業として、地域の特色性を創出する事業や地域活動と連携する商店街活動への支援のほか、商店街のにぎわい創出を目的とした街路灯やベンチなどの商店街の共同施設の設置に対する支援制度を設け商店街の活性化を推進しております。 提案にありますような「屋台村のような集いの場」をつくることや「宝さがしのようなイベント」などにつきましては、商店街が実施する商店街の空き店舗を活用した地域の交流･コミュニティ拠点としての機能を充実させる事業や複数の商店街で実施するまちなかでのにぎわいを創出するイベント事業の実施について支援を行っております。

担当課等	経済部　経済部　商工振興課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
3-3	自然環境を活かした憩いの場づくり	(1)　身近な公園を憩いの場にする 1　身近な小公園に健康遊具の設置 2　健康遊具の利用促進	④

１の身近な小公園への健康遊具の設置につきましては、現在、さいたま市では、ヘルスプラン２１に基づき高齢者向けの健康器具として「うんどう遊具」を市内３２箇所の公園や小学校等に設置しており、介護保険の一次予防事業の中で幅広く活用しているところであります。この「うんどう遊具」は、高齢者でも簡単に使用できるよう設計されており、転倒予防など高齢者の運動機能の維持･向上に非常に効果があります。

また、「うんどう遊具」等の整備にあたっては、財源の問題やその後の維持管理等の問題を考慮し、全市的な視点から考えていく必要があります。現在、公園の「うんどう遊具」の設置につきましては、自治会等から要望等があれば、公園を所管する都市公園課、南部都市･公園管理事務所と協議のうえ、公園の新規整備や改修などに合わせて、整備を検討しているところでございます。

次に、２の健康遊具の利用促進につきましては、現在、本市では高齢者の健康維持･向上を目的として、「うんどう遊具」を利用した「うんどう教室」を開催しており、こうした教室等で、「うんどう遊具」を活用しています。また、本市では、ボランティアの「うんどう遊園地域指導員」を約１００名養成しており、自主的なサロン活動をはじめ、自治会や老人クラブ等に指導員を派遣しています。これらの事業により「うんどう遊具」の利用を促進し、地域の高齢者による自主的な活動を支援しているところでございます。

担当課等	保健福祉局　福祉部　介護保険課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
3-3	自然環境を活かした憩いの場づくり	(2)　水辺空間の活用 1　親水性のある高沼用水路への整備推進 2　憩いの場づくり 3　お散歩マップの作成	③、④

回　答　(対応内容の説明)

1　親水性のある高沼用水路への整備推進
平成16年度に沿川２４自治会の代表(自治会長)に、公募による一般市民17名を加えた41名で組織した高沼用水路整備基本計画策定会議を開催し①治水を優先した整備を行うこと。②高沼用水路の歴史、文化性、環境を生かすこと。③水路沿いを歩けるようにすること。④用地買収は行わないこと。等様々な御提案を頂き整備方針を定めました。今後この方針に沿い親水性にも配慮した整備を進めてまいります。

2　憩いの場づくり
活動報告書にもありますように、「しあわせ倍増プラン２００９」においても市民が水と親しみ憩える場所を2ヶ所整備する計画となっております。なお、樹木、ベンチ等は治水安全上からも設ける予定はございませんが、隣接する公園などと連続した空間として整備することにより憩いの場所を造りだせればと考えております。

3　お散歩マップの作成
御提案のようなマップ作成に付きましては、一定区間整備が進捗した後の検討課題と考えております。

担当課等	建設局　土木部　河川課

第4期中央区区民会議からの提案

Ｈ２３年５月現在の対応について

提案№	提　案	内　　容	現況区分
3-3	自然環境を活かした憩いの場づくり	(2)　水辺空間の活用 1　親水性のある高沼用水路への整備促進 2　憩いの場づくり 3　お散歩マップの作成	①④

回　答　(対応内容の説明)
3　お散歩マップの作成 中央区では区全体のガイドマップを作成しており、ご提案の高沼用水路や鴻沼川に関しても記載しております。今後、整備の終了に伴い、施設の新設や名称の変更などが実施された場合は、さらに内容を充実してまいります。なお、単独の散歩マップ作成については、経費節減の観点から、実現は困難と考えます。ご理解くださいますようお願いいたします。

担当課等	中央区　区民生活部　コミュニティ課